

5 水管第 3315 号
令和 6 年 3 月 7 日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知します。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	53.1 トン	53.1 トン
くろまぐろ (大型魚)	12.4 トン	15.5 トン



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年3月11日

神奈川県知事 黒岩祐治

略

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

15.5 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	15.5 トン

くろまぐろに関する令和5管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変 更 後	変 更 前								
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和6年<u>3月11日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>略</p> <p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 15.5 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" data-bbox="145 1015 1068 1125"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td><u>15.5 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>15.5 トン</u>	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和6年<u>1月9日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>略</p> <p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 12.4 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" data-bbox="1189 1015 2112 1125"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td><u>12.4 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>12.4 トン</u>
知事管理区分	配分する数量								
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>15.5 トン</u>								
知事管理区分	配分する数量								
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>12.4 トン</u>								

下線部が変更箇所